

赤い羽根共同募金助成ボランティア団体活動支援事業 実 施 要 綱

(目 的)

第1条 この事業は、赤い羽根共同募金の助成金により社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会（以下「本会」という）が、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進を目的とする草の根的な活動を行うボランティア団体に対し、活動費を助成するものである。

(対象団体)

第2条 助成の対象とする団体は、宮崎市域に活動拠点を置き上記の目的を達成すべく活動する非営利なボランティア団体で、次の要件を満たす団体の事業を対象とする。

- (1) 本会ボランティアセンター及び宮崎市民活動センターに団体登録し申請開始日までに1年以上経過していること。
- (2) 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の増進に寄与する福祉活動を行うこと。
- (3) 赤い羽根共同募金の趣旨について理解し、この運動に自ら積極的に参画、推進できること。
また、赤い羽根共同募金運動に寄与する活動を行っていること。
- (4) 適正な団体運営（活動計画、活動報告、予算、決算等）が行われていること。

(助成内容)

第3条 助成の対象となる内容は、ボランティア団体の活動に必要な事業費とし、次の各号に掲げるものとする。

- ・消耗品費
- ・器具什器費
- ・賃借料
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・損害保険料
- ・修繕費
- ・その他、必要と認める経費

(助成基準額)

第4条 1団体に対し、10万円を限度として助成する。ただし、事業総額の1割以上を自己負担とする。

(申 請)

第5条 申請書（様式1～4）に必要事項を記入の上、申請団体の前年度の事業報告書、決算書及び当年度の事業計画書、予算書を添付し、本会ボランティアセンターに提出する。

(決 定)

第6条 本会ボランティアセンターにおいて提出書類を審査のうえ、共同募金会の助成決定後、申

請団体に通知する。助成決定団体は請求書（様式 5）を速やかに本会に提出する。

（報告書の提出）

第 7 条 助成を受けた団体は、事業終了後速やかに報告書（様式 6 ～ 8）を提出する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 1 月 5 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 月 1 9 日から施行する